（第五面）

［住戸に関する事項］

【１．住戸の番号】

【２．住戸の存する階】　　階

【３．専用部分の床面積】　　㎡

【４．住戸のエネルギー消費性能】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第１条第１項第２号イ⑴の基準

外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）（基準値　　W／（㎡・K））

冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）

□基準省令第１条第１項第２号イ⑵の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第１条第１項第２号ロ⑴の基準

基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

ＢＥＩ（　　）

□基準省令第１条第１項第２号ロ⑵の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

（別紙）基準省令第１条第１項第２号イ⑵の基準又は基準省令第１条第１項第２号ロ⑵の基準を用いる場合

（略）

（注意）

１．各面共通関係

①　（略）

②　この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

⑴　一戸建ての住宅　一棟の建築物からなる一戸の住宅

⑵　共同住宅等　共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

２．第一面関係

①　（略）

②　設計者氏名については、代表となる設計者の氏名を記載してください。

３．第二面関係

①～③　（略）

（第七面）

［住戸に関する事項］

【１．住戸の番号】

【２．住戸の存する階】　　階

【３．専用部分の床面積】　　㎡

【４．住戸のエネルギー消費性能】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第１条第１項第２号イ⑴の基準

外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）（基準値　　W／（㎡・K））

冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）

□基準省令第１条第１項第２号イ⑵の基準

外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）（基準値　　W／（㎡・K））

冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）

□基準省令第１条第１項第２号イ⑶の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第１条第１項第２号ロ⑴の基準

基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

ＢＥＩ（　　）

□基準省令第１条第１項第２号ロ⑵の基準

ＢＥＩ（　　）

□基準省令第１条第１項第２号ロ⑶の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

（別紙）基準省令第１条第１項第２号イ⑶の基準又は基準省令第１条第１項第２号ロ⑶の基準を用いる場合

（略）

（注意）

１．各面共通関係

①　（略）

（新設）

２．第一面関係

①　（略）

（新設）

３．第二面関係

①～③　（略）